

令和6年度

舞鶴市下水道事業会計予算

第 40 号議案

令和6年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	39,300戸	
(2) 年間総排水量	9,526,500m ³	
(3) 1日平均排水量	26,100m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
処理場整備費		251,256千円
雨水処理費		781,338千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			3,532,370千円
第1項 営業収益			1,227,862千円
第2項 営業外収益			2,304,507千円
第3項 特別利益			1千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			3,312,900千円
第1項 営業費用			3,086,460千円
第2項 営業外費用			225,939千円
第3項 特別損失			1千円
第4項 予備費			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,097,800千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,328千円、損益勘定留保資金1,045,472千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		2,394,000千円
第1項	企業債		1,608,300千円
第2項	他会計補助金		101,122千円
第3項	補助金		465,586千円
第4項	出資金		213,974千円
第5項	負担金		4,560千円
第6項	基金収入		457千円
第7項	固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		3,491,800千円
第1項	建設改良費		1,467,863千円
第2項	償還金		2,023,937千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター薬品調達経費	自 令和6年度 至 令和7年度	千円 50,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費等	千 1,608,300	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 223,129千

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,445,989千円である。

令和6年3月11日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津